

第1回自治基本条例推進委員会 会議録

名称	第1回自治基本条例推進委員会（第4期）
開催日時	平成29年6月28日（水） 午後6時00分～午後7時50分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、谷下委員、福岡委員、田中委員、高見委員、奥野委員、 荒木委員、中谷委員、中村委員、伯耆委員、撫井委員 12人出席 【市】渡部副市長、森貞総務部長 地域まちづくり支援課 宍道課長、辻野主幹、松尾主幹、岩下総括主事、古谷主事
傍聴人数	0人
議題	1. 阪南市自治基本条例推進委員会の役割について 2. 阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定についての諮問 3. 阪南市自治基本条例推進委員会検証部会員の選出について 4. 阪南市自治基本条例の推進について
資料	○資料1 阪南市自治基本条例推進委員会委員名簿 ○資料2 阪南市自治基本条例推進委員会条例 ○資料3 阪南市自治基本条例推進委員会条例施行規則 ○資料4 阪南市自治基本条例（解説付） ○資料5 阪南市自治基本条例パンフレット ○資料6 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 ○資料7 自治基本条例に基づく住民投票について検討作業の進め方（案）
要旨	委員委嘱 委員長及び副委員長の選出 阪南市自治基本条例推進委員会の役割について、資料1～6に基づき、事務局より説明。 阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定についての諮問。 阪南市自治基本条例推進委員会検証部会員の選出について、資料7に基づき、事務局より説明。委員長より選出。 阪南市自治基本条例の推進について、委員長より説明。
会議	<p>【各委員自己紹介】</p> <p>【委員長及び副委員長の選出】</p> <p>委員長に新川氏、副委員長に壬生氏を選出。</p> <p>承認</p> <p>【阪南市自治基本条例推進委員会の役割】</p> <p>事務局 阪南市自治基本条例推進委員会の役割について、資料1～6に基づき、事務局より説明。条例や規則を基に、自治基本条例推進委員会の役割について説明。また、自治基本条例の解説付きや、平成29年5月に提出阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（以下、提言書という。）を基に、自治基本条例の理念や今までの経過を説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>なし</p> <p>【阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定についての諮問】</p> <p>事務局 阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について、事務局より説明。提言書の5ページに「条文に従い新たな取り組みを検討する。」として、住民投票に関する提言があり、市としてこの提言を踏まえ、自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定についての諮問を渡部副市長より行う。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員 市の合併の話が出た時に住民投票をしたと思うのですが、あの時の経過を教えてくださいか。</p> <p>事務局 合併に伴う住民投票は、平成16年8月に実施されております。地方自治法に基づいて市長が発議して、議会可決の上、実施されたということです。投票率は38.07%で、合併しないという意味でありました。この条例は個別の条例で、投票日の翌日から起算して90日を経過したのちその効力を失うというものでした。</p>

【阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について】

事務局 阪南市自治基本条例推進委員会検討部会員の選出について、資料7に基づき、事務局より説明。
住民投票に係る条例の制定についての諮問により、住民投票に係る条例の策定・運用に関する基本的な事項の検討を行う検討部会を設置する旨、説明。また、検討部会の進め方やスケジュール（案）について説明。委員長より検討部会員の選出。

委員長 第3期の検討部会でもやや少人数で、議論してまいりました。資料7に従い進めるということでよろしいでしょうか。
委員の指名については、大変恐縮ですが、推進委員会条例第7条の規定に基づき、私からさせていただきます。
学識経験者としては、副委員長の壬生先生にお願いしたいと思っております。
また、公共団体等の代表者は3名ということになっております。
まずは、福岡委員にお願いしたいと思っております。福岡委員については、当初より自治基本条例に関わっておられます。
2人目は、田中委員にお願いしたいと思っております。田中委員についても、すでに当委員会にご経験をいただいております。地域のご事情をよくご存じのお立場です。
3人目は、少し分野の異なる商工業関係の団体を代表して、奥野委員にお願いしたいと思っております。
公募市民としては、前期から関わっていただいている荒木委員にお願いしたいと思っております。
男女比のバランスを見て、今回は、伯耆委員、撫井委員にもお願いしたいと思っております。撫井委員も前回の委員会にもご参加いただいておりますので、その知見を活かしていただきますよう、お願いいたします。
皆様よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

承認

副委員長 検討部会の部会長になりました壬生と申します。部会は推進委員会よりも少人数で、ざっくばらんに、可能な限り良い雰囲気でも議論ができるように努めていきたいと思っております。この際に遠慮せずご自身の意見をどんどん出していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 日程調整をしていただき、早速取り掛かっていただければと思っております。その検討の成果を秋から年末までにかけて推進委員会で、最初の間報告をいただければと思っております。

【阪南市自治基本条例の推進について】

委員長 阪南市自治基本条例の推進について、新しい委員を迎えてはじめての委員会のため、委員長より説明。
・自治基本条例とは（自治体の憲法。全国で約365自治体が制定。）
・自治の基本を条例で定める意義（条例は法律上の権利義務を発生させるルール）
・自治基本条例の制度と運用
・阪南市自治基本条例の特徴（市民参加で制定された条例）
・阪南市自治基本条例のころ（前文に示される想い・2年間の検討の成果）
・条例の目的と理念（基本的な考え方）
・各条文について
・条例の推進と見直し
・条例と推進委員会（第1期～第4期）
・第2期の見直し（条文の改正はせず。特に条例の市民への周知が不足。市民参画・市民協働の実現には多くの課題あり。）
・第3期の見直し（住民投票：別に定める住民投票条例によるが、いまだ制定がなく、新たに条例制定を提言。市民協働：協働によるまちづくりについて条例中には具体的な規定がなく、推進条文の追加。危機管理：頻発する自然災害に対応するために追加を提案。条例の検証や見直し：施行後5年を超えない範囲で検証と規定、今後も定期的に行う必要から改正へ）
・第4期の検討についてなど

【その他】

事務局 提言に基づき、条文改正等を議会に上程するため、現在、広く市民の皆さんにご意見を求めるパブリックコメントを実施しているところです。公民館などの各施設に設置しており、ウェブサイト等にも掲載しておりますので、ご覧いただければと考えております。7月12日（水）までご意見を募集しておりますので、よろしくお願いいたします。
検討部会につきましては、後日委員の皆様へ第1回目の検討部会の日程を調整しまして、後日郵送にて連絡させていただきます。

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員 住民投票の検討の進め方については、資料7でご説明いただいたとおりですが、検討には、難しい問題が沢山あると思っております。岸和田市や豊中市の例があると思っておりますが、条例をお作りになったときのお話や、直近の住民投票で問題になったお話を、事務局からしていただくのか、検討部会としてするのかという議論もあるかとは思いますが、ぜひその辺りのことをイメージしてフィールド研究、事例研究をしないといけなかなという気がしますが、いかがでしょうか。今の段階でこのような話をするのは、早いのかもかもしれませんが。

委員長	住民投票をどのように検討されるかは、検討部会の方で事務局（案）は示されると思いますが、委員の方でどのような作業が必要になってくるのか、当然確認していただいて、委員よりご指摘いただいたような、先行して検討しておられるところの状況を踏まえて、より具体的に理解が深まるように事務局ともご相談いただいて、部会で理解を深めていただければと考えております。
事務局	部会には、関係者の出席可能であり、部会長と相談しながら進めてまいりたいと考えております。
委員	関係ないことかもしれませんが、総合こども館について、国からいただいたお金を返すなど色々な問題があります。自治基本条例は非常に良い条例だと個人的には思います。しかし行政や議会も主旨を理解していない。市民に対しても、周知しなければならない。冊子を市民に配布する必要があると思います。
委員長	市民の方々への広報、周知についてご意見をいただきました。周知などについては、当委員会については大きな課題でもありました。どのような周知の仕方が良いのか、できるだけ中身を知っていただけるような手立て、手助けとなるようなものが必要です。そのようなことも皆さんと一緒に考えていければと思っております。
委員	署名を集めましても、住民投票できなかったのは、自治基本条例が絵に描いた餅でしかなかったなと思いました。他の市町村も住民投票については沢山インターネットでも出てくると思います。実際にすぐに住民投票が行われるように決めている自治体と決めていない自治体はどのようなものですか。
事務局	いわゆる常設型で住民の方がどれくらいの署名を集めれば住民投票ができるという条例を設置しているのは、平成25年8月の資料ですと全国で51ございます。大阪府内ですと、岸和田市と豊中市の2自治体です。
委員	条例を作られるときに、このような事態が起きたらという危機感はなかったのですか。
委員長	それもありませんので、自治基本条例の中に住民投票条項を規定し、具体的な進め方については、阪南市の場合には、制定した段階では、残念ながら、そこを細かくは作りきれませんでしたので、これは今後の課題ということで、反省はございます。当委員会での提言とさせていただきますし、市として諮問もありました。
委員	昨年は、自治基本条例に基づく住民投票はできないという回答でしたけど、住民投票条例を作ったら、住民投票ができるようになるのですよね。
委員長	新しい仕組みが、どのような形になるのかは、検討し、その後市の方でその条例を制定していただかないといけないのですが、常設型という請求があったら住民投票するという条例になれば、当然実施できることとなります。我々が、どのような内容のものを詰めていくかというところにかかってきます。
委員長	それでは本日の推進委員会は終了します。